

平成12年4月1日施行
平成16年4月1日一部改正
平成17年4月1日一部改正
平成18年4月1日一部改正
平成21年5月1日一部改正
平成24年4月1日一部改正
平成27年3月25日一部改正
平成28年1月1日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者、疾病等により身体が虚弱な高齢者等、日常生活を営むのに支障がある高齢者（以下「要援護高齢者」という。）等に対し、日常生活用具の給付又は用品の購入費用に対する助成を行うこと並びに介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第115条の45第3項第2号に基づき、要援護高齢者の属する世帯の生計中心者等に対し、日常生活用品の購入費用に対する助成を行うことで、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護高齢者」とは、市内に住所を有する65歳以上の在宅高齢者で法第27条に基づく要介護認定において、要介護状態区分を要介護1から要介護5と認定された者をいう。

第2章 用具の給付

(用具及び対象者)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1の用具等の欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者の欄に掲げる者のうち市内に住所を有するものとする。

(給付の申請)

第4条 別表第1の区分の欄に規定する用具の給付を希望する者は、郡山市高齢者日常生活用具・用品給付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。この場合における申請者は、原則として要援護高齢者又は当該世帯の生計中心者とする。

(給付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその必要性を検討し、給付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により給付を決定したときは、郡山市高齢者日常生活用具・用品給付決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、納入依頼書（第3号様式）により、業者に納入を依頼する。

(費用負担)

第6条 用具の給付を受けた者又は当該世帯の生計中心者は、別表第2に定める利用者負担額を負担しなければならない。

(用具の管理)

第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具の給付の目的に反してこれを使用し、交換し、譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

2 用具の給付を受けた者は、用具の全部又は一部を毀損し、滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

第3章 用品購入費の助成

(用品及び対象者)

第8条 別表第1の用具等の欄に掲げる介護用品及び家族介護用品の給付の対象者は、同表の対象者の欄に掲げる者のうち市内に住所を有する者とし、その購入に要する費用に対する助成により行うものとする。

2 介護用品及び家族介護用品は重複しての助成はできないものとする。

(助成の申請)

第9条 介護用品及び家族介護用品購入費の助成を受けようとする者は、郡山市高齢者日常生活用具・用品給付申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(認定証及び給付券の交付)

第10条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、受給資格があると認定したときは、郡山市高齢者介護用品給付券利用資格認定証(第4号様式)又は郡山市高齢者家族介護用品給付券利用資格認定証(第5号様式)(以下「認定証」という。)及び郡山市高齢者介護用品給付券(第6号様式)又は郡山市高齢者家族介護用品給付券(第7号様式)(以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとし、受給資格がない場合は、郡山市高齢者日常生活用具・用品給付決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 前項の認定証及び給付券の交付日は、市長が交付を決定した日の属する月の翌月の初日とする。

3 給付券の交付枚数は、年間12枚を限度とし、当該交付の日の属する月の区分に応じ別表第3に定める交付枚数とする。

4 市長は、認定された介護用品及び家族介護用品の受給資格を、毎年4月1日現在で審査し、受給資格がある場合、継続して交付を行うことができるものとする。

(給付券の精算)

第11条 利用者は、介護用品及び家族介護用品を購入するときは、市長が指定する取扱店に給付券を提出するものとする。

2 給付券の使用については、1ヶ月1枚とする。ただし、給付券1枚あたりの助成額未滿の購入費に対しては、差額の払戻しはできない。

3 市長は、取扱店から給付券の提出があったときは、当該請求について審査のうえ、当該取扱店に支払うものとする。

(変更の届出)

第12条 受給者は、給付券の交付を受けた後に次条各号に定める場合を除き、申請事項等に変更が生じた場合は、速やかに郡山市高齢者(家族)介護用品給付券助成変更届(第8号様式)により、その旨を市長に届けなければならない。

(認定証の返還)

第13条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、郡山市高齢者（家族）介護用品給付券利用資格認定証返還届（第9号様式）により認定証を市長に返還しなければならない。

- (1) 給付券の有効期限が経過したとき。
- (2) 本市の住民でなくなったとき。
- (3) 利用者が死亡したとき、又は入院や入所により在宅者でなくなったとき。
- (4) 介護用品については、要介護認定審査において要介護1から5以外となったとき。
- (5) 家族介護用品については、要介護認定審査において要介護4又は5以外となったとき。

第4章 雑則

(台帳の整備)

第14条 市長は、用具等の給付に関する状況を明確にするため、郡山市高齢者日常生活用具・用品給付事業利用者台帳を整備しておかなければならない。

(関係機関等との関係等)

第15条 市長は、常に保健所、民生委員等の関係機関と十分な関係を図るものとする。

- 2 市長は、この事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所等を活用し、他の高齢者福祉に関する諸事業と関係を図るよう努めるものとする。
- 3 市長は、この事業の実施について、市民に対して広報等を通じて周知を図るよう努めるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(郡山市高齢者日常生活用具・用品給付等事業実施要綱の廃止)
- 2 郡山市高齢者日常生活用具・用品給付等事業実施要綱（平成8年4月1日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の郡山市高齢者日常生活用具・用品給付事業実施要綱の規定により、申請している者に対する助成については、改正後の郡山市高齢者日常生活用具・用品給付事業実施要綱の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の様式により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第1（第3条、第4条、第8条関係）

区分		用具等	対象者
給 付	用具		
	用品	介護用品 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 お尻拭 身体拭 ドライシャンプー 防水シート	[給付券1枚3,000円、年36,000円限度] 日常的に紙おむつ等の介護用品を使用する市民税非課税の要援護高齢者
		家族介護用品 紙おむつ 尿取りパット 使い捨て手袋 清拭剤 お尻拭 身体拭 ドライシャンプー 防水シート	[給付券1枚6,000円、年72,000円限度] 日常的に紙おむつ等の介護用品を使用する市民税非課税世帯に属する要援護高齢者のうち要介護4又は要介護5に該当する者を介護している世帯の生計中心者

備考

要援護高齢者及び生計中心者の市民税額は、継続者及び4月から6月までの申請者は前々年分を適用し、7月以降の申請者は前年分を適用する。

別表第2（第6条関係）

郡山市高齢者日常生活用具・用品給付事業費用負担基準

利用者世帯の階層区分		利用者負担額（年額）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号） による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
B	生計中心者が所得税非課税世帯	0円
C	生計中心者の所得税課税年額が 10,000円以下の世帯	16,300円
D	生計中心者の所得税課税年額が 10,001円以上 30,000円以下の世帯	28,400円
E	生計中心者の所得税課税年額が 30,001円以上 80,000円以下の世帯	42,800円
F	生計中心者の所得税課税年額が 80,001円以上 140,000円以下の世帯	52,400円
G	生計中心者の所得税課税年額が 140,001円以下の世帯	全 額

備考

- この表に規定する利用者負担額が当該日常生活用具の給付に要する費用を超える場合にあっては、給付を受ける者の負担する額は、この表の規定にかかわらず給付に要する費用に相当する額とする。
- 生計中心者の所得税課税年額は、4月から6月までは前々年分を適用し、7月以降は前年分を適用する。

別表第3（第10条関係）

交付日の属する月	介護用品給付券交付枚数 （助成額1枚3,000円）	家族介護用品給付券交付枚数 （助成額1枚6,000円）
4月	12枚	12枚
5月	11枚	11枚
6月	10枚	10枚
7月	9枚	9枚
8月	8枚	8枚
9月	7枚	7枚
10月	6枚	6枚
11月	5枚	5枚
12月	4枚	4枚
1月	3枚	3枚
2月	2枚	2枚
3月	1枚	1枚

発行月	No.

第1号様式（第4条、第9条関係） 別紙1

年 月 日

郡山市高齢者日常生活用具・用品給付申請書

郡山市長

申請者 住所 〒
氏名
電話

次のとおり申請いたします。

申請区分 介護用品給付券 家族介護用品給付券 申請状況 初めて 以前に有り
居住状況 在宅 施設（サ高住・有料老人ホーム等） その他

添付書類 介護保険被保険者証

※太枠部分を記入すること。

個人コード		性別	生年月日			
利用者	ふりがな	男 ・ 女	明治			
	氏名		大正 年 月 日 昭和			
	住所	〒				
	入所施設名等					
世帯員	本申請に係る利用者負担額及び給付の可否を決定するため、税台帳の閲覧等を行うことに同意いたします。（家族介護用品給付券申請の場合は同居家族全員の同意が必要になります。）					
	氏名	続柄	氏名	続柄	氏名	続柄
		利用者				

送付先別の有無 有 無 送付先 申請者先 担当事業所先 その他

送付先別住所（その他の場合のみ）	〒
送付先別氏名（その他の場合のみ）	
送付先別にする理由	

※以下の太枠は介護支援専門員等から紙おむつの申請証明を受けること。

利用者の要介護度	要介護（ ）
排泄感覚の有無	尿意（有・無） 便意（有・無）
紙おむつ等が必要な理由	失禁があるため ・ トイレに間に合わないため その他（ ）
利用者は在宅であることを証明いたします。また、紙おむつ等の利用が必要と認めます。	
事業所名	事業所住所
連絡先	資格等 氏名 ⑧

個人コード		受給者番号		
<input type="checkbox"/> 利用者名		<input type="checkbox"/> 前年分市民税額	年分 円	
<input type="checkbox"/> 生計中心者名		<input type="checkbox"/> 前年分所得税課税年額		
認定 却下してよろしいか伺います。（却下理由 ） なお、決裁の上は別紙により通知、依頼してよろしいか伺います。				
課長	課長補佐	係長	係員	審査公印
				施行
				決裁
				起案

平成 年 月 日

郡山市高齢者日常生活用具・用品給付決定（却下）通知書

郡山市長

先に申請のありましたこのことについては、次のとおり決定（却下）になりましたので、通知します。

申請品目	
給付の可否	
給付・却下理由	
用具の納入業者	
利用者負担額	
用具給付決定者への注意事項	1 当該用具の給付の目的に反して使用し、交換し、譲渡し、担保に供してはなりません。 2 用具の全部又は一部を毀損し、滅失したときは、直ちに市長にその状況を報告し、その指示に従わなければなりません。

年 月 日

納 入 依 頼 書

様

郡山市長



次のとおり決定したので納入してください。

利用者		住所 郡山市
世帯主		電話
給付		

第 4 号様式

郵便番号
郡山市

様

受給者番号 _____

◎次項の注意事項を御覧ください。

年度 郡山市高齢者
介護用品給付券利用資格認定証

左記の者を郡山市高齢者日常生活用具・
用品給付事業実施要綱に基づく介護用品
給付券利用資格者として認定します。

年 月 日

郡山市長 印

お問い合わせ 郡山市地域包括ケア推進課
電話 (924) 3561

第 5 号様式

郵便番号
郡山市

様

受給者番号 _____

◎次項の注意事項を御覧ください。

年度 郡山市高齢者
家族介護用品給付券利用資格認定証

左記の者を郡山市高齢者日常生活用具・
用品給付事業実施要綱に基づく家族介護
用品給付券利用資格者として認定します。

年 月 日

郡山市長 印

お問い合わせ 郡山市地域包括ケア推進課
電話 (924) 3561

第6号様式

年度 郡山市高齢者介護用品給付券 月分

(取扱店控)

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用者	住所	郡山市
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額		3,000円
用品の種類		紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤 お尻拭、身体拭、ドライシャンプー、防水シート
交付者		郡山市長

(利用者 → 取扱店)

年度 郡山市高齢者介護用品給付券 月分

(地域包括ケア推進課提出用)

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用者	住所	郡山市
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額		3,000円
用品の種類		紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤 お尻拭、身体拭、ドライシャンプー、防水シート
取扱店	番号	
	名称	㊤
	代表者	
交付者		郡山市長 ㊦

(利用者 → 取扱店 → 地域包括ケア推進課)

第7号様式

年度 郡山市高齢者家族介護用品給付券 月分

(取扱店控)

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用者	住所	郡山市
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額		6,000円
用品の種類		紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤 お尻拭、身体拭、ドライシャンプー、防水シート
交付者		郡山市長

(利用者 → 取扱店)

年度 郡山市高齢者家族介護用品給付券 月分

(地域包括ケア推進課提出用)

受給者番号		
有効期間		年 月 日～ 年 月 日
利用者	住所	郡山市
	氏名	
購入年月日		年 月 日
助成額		6,000円
用品の種類		紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤 お尻拭、身体拭、ドライシャンプー、防水シート
取扱店	番号	
	名称	㊤
	代表者	
交付者		郡山市長 ㊦

(利用者 → 取扱店 → 地域包括ケア推進課)

第 8 号様式（第12条関係）

郡山市高齢者（家族）介護用品給付券助成変更届

年 月 日

郡山市長

届出人 住所
氏名
電話 ー

受給者番号	
氏名	
住所	郡山市

次のとおり変更がありましたので、届けます。

(変更前)

↓

(変更後)

第 9 号様式（第13条関係）

郡山市高齢者（家族）介護用品給付券利用資格認定証返還届

年 月 日

郡山市長

届出人 住所 郡山市
氏名
電話 ー

次のとおり資格を喪失したので、認定証と給付券を添えて届けます。

受給者番号	
氏名	
住所	
返還理由 〔 該当項目を○ で囲んでくだ さい。 〕	1 給付券の有効期間が経過した。 2 本市の住民でなくなった。 3 利用者が死亡した又は入院、入所した。 （入院先 _____） （施設入所先 _____） 4 要介護認定審査において要介護1から要介護5以外と なった。
上記事由発生日	